



令和7年4月から貸借を希望する皆さんへ

## 農地の貸借方法が変わり、申請期限が早まります

▶問い合わせ 農業委員会 ☎ 73-3046



**貸借は「農地機構」に一本化されます**

農地経営基盤強化促進法の改正に伴い、「利用権設定事業（相対）」が廃止されます。

それにより、申請期限が数カ月早まりますので、ご注意ください。

**申請期限**  
（例）貸借始期が令和7年4月1日の場合は、12月27日（金）まで

**次の場合は、ご注意ください**

- 10年より短い年数の貸借を希望する場合  
農地機構の貸借期間は原則10年以上になるため、農業委員会へご相談ください。
- 賃貸借の場合  
物納はできなくなり、賃料支払いのための口座登録が必要です。
- 相続未登記農地の場合  
原則、登記をしてから貸借の手続きを進めてください。

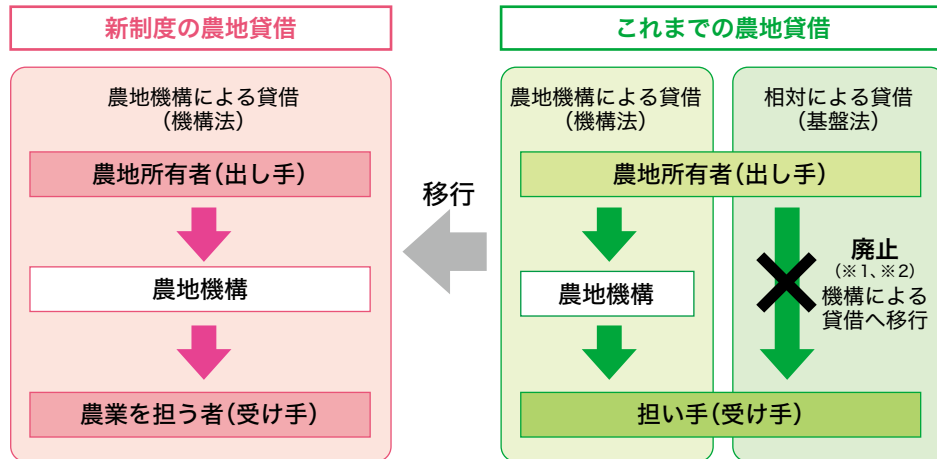
なお、相続手続きが間に合わない場合、農地が共有名義の場合は、関係者権利の過半数の同意書が必要です。



▲申請書などはこちらから

※1 令和7年3月までは経過措置として、これまでと同様、利用権設定（相対）で貸借することも可能です。

※2 既に利用権設定されている契約（相対）は、契約期間満了日まで有効です。



12月2日（月）以降

## マイナンバーカードと保険証などが一体化されます

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎ 73-3014

**お持ちの被保険者証は有効期限まで引き続き使えます**

昨年のマイナンバー法改正により、12月2日（月）以降は、従来の被保険者証（以下、保険証）は新規に発行できなくなり、後期高齢者医療保険の人は、認定証も新規の発行はできません。

12月1日時点で、お持ちの保険証などは、記載されている有効期限までは使用することができます。

ただし、保険証などの記載事項（氏名・住所など）に変更があった場合は、有効期限を待たずに変更日から使用できなくなります。

**資格確認書などの交付を開始します**

**対象**

- ・新たに資格を取得する人
- ・70歳に到達する人
- ・保険証などを紛失した人
- ・転居・世帯主変更などで住民票の情報に変更が生じて差し替えが必要になった人

**交付書類**

【国民健康保険加入者】 マイナ保険証の有無に応じて、①もしくは②を交付

【後期高齢者医療保険加入者】 ①を交付

①資格確認書：現在の保険証などの代わりになるもの。

②資格情報のお知らせ：マイナ保険証を持っている人が、自身の資格情報を簡単に確認できるもの。

※令和7年度の年度更新時には、被保険者全員に①もしくは②を一齐送付する予定です。

### 医療機関などの受診時に掲示するもの【国民健康保険・後期高齢者医療保険】

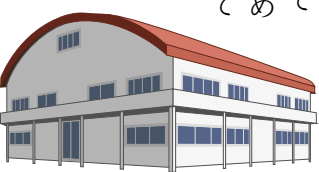
| マイナ保険証 | 掲示物            | 詳細                                                                                                                                                    |
|--------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 持っている  | ・マイナ保険証        | オンライン資格確認で受診できます。<br>※マイナ保険証を利用できない医療機関を受診する場合は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」の提示が必要です。<br>※マイナ保険証を持っている人でも、何らかの理由でマイナ保険証での受診が困難な場合は、申請により「資格確認書」を交付することができます。 |
| 持っていない | ・保険証<br>・資格確認書 | 記載されている有効期限まで使用できます。<br>マイナ保険証を持っていない人で、有効な保険証を持っていない人に交付します。                                                                                         |



令和7年度に利用を希望する団体の皆さんへ

## 社会体育施設利用希望調書を提出してください

▶申し込み・問い合わせ スポーツ振興課 ☎ 73-3138



**対象施設**  
体育館（アリーナ）、野球場、テニスコートなどの社会体育施設  
※学校体育施設の利用申請は、詳細が決まり次第、お知らせします。

**提出書類**  
令和7年度三豊市社会体育施設利用希望調書

※行事・大会用と定期利用用があります。  
※複数の施設利用を希望する場合は、1施設につき1枚提出してください。

**提出方法**

①スポーツ振興課または次の施設へ提出

- ・高瀬B&G海洋センター
- ・山本町生涯学習センター
- ・豊中サン・スポーツランド
- ・詫間町体育センター
- ・財田町総合運動公園

※閉庁日や休館日には、お預かりできません。

②郵送にて送付

※FAX・メールでの受け付けは行いませんので、ご注意ください。

**提出期限** 12月18日（水）まで

利用者の調整終了後、改めて利用許可申請書を提出してください。



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆さんへ

## 旅客運賃の割引制度が導入されます

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

| 対象と割引率                    |                                       |     |
|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 対象                        | 割引乗車券の種類                              | 割引率 |
| 第1種精神障害者と介護者              | ・普通・回数・定期乗車券<br>※小児定期乗車券を除く<br>・普通急行券 | 5割  |
| 12歳未満の第2種精神障害者と介護者        | ・定期乗車券<br>※小児定期乗車券を除く                 |     |
| 第1種および第2種精神障害者<br>※1人での利用 | ・普通乗車券<br>※片道100kmを超える区間              |     |

※介護者は、1人のみ割引対象になります。

令和7年4月1日から、JRGグループで運賃の精神障害者割引制度が導入されます。割引の乗車券類は、同日より販売されます。

**対象**  
「減額区分」の表示がある精神障害者保健福祉手帳を持っている人

**申請方法**  
現在、お持ちの手帳を福祉課または各支所へご持参ください。手帳の備考欄に「減額区分」のスタンプを押印します。

※11月1日以降、新しく交付された手帳をお持ちの場合は、申請不要です。